

【お預りサービス利用規定】

1. (お預りサービスの利用等)

お預りサービス（以下「本サービス」といいます。）は、次の各号の取引（以下「お預り取引」といいます。）を当行に依頼する場合に利用することができます。なお、この利用は原則当行の窓口営業時間中（午前9時から午後3時まで）に限ります。

- ①本人名義の預金入金、出金（現金の支払いを除く）
- ②本人名義による振込、代金取立
- ③本人名義による税金、公共料金、その他諸料金の振込み（納付期限切れ等で当行が取扱いできないものを除く）

2. (利用方法)

(1) 前条のお預り取引を当行に依頼する場合は、次の各号の物件（以下「封入物件」といいます。）を当行所定の専用袋（以下「専用袋」といいます。）に入れ、窓口にお渡してください。

- ①お預り取引に必要な依頼書、その他の書類、帳票
- ②お預り取引に必要な現金、証券類または預金払戻請求書および通帳・証書
- ③当行所定のお預りサービス明細票（以下「明細票」といいます。）

(2) 前項の専用袋の使用区分は次によります。

- ①お預り日当日の処理を指定する封入物件は、「当日用の専用袋」に入れてください。
- ②お預り日の翌営業日以降の処理を指定する封入物件は、「ご予約用の専用袋」に入れてください。

3. (当行の事務処理等)

(1) 当行が窓口でお預りする際は専用袋の個数単位で受領し、営業時間中に当行所定の手続きにより確認のうえ処理します。ただし、翌営業日以降の処理日の指定がある場合は、指定された日に処理します。

(2) 前項(2)の①のうち振込および代金取立については翌営業日の処理になることがあります。

当日中の処理を必要とする場合は振込依頼書・現金・払戻票等を午前中に窓口へ渡して下さい。

(3) この取扱いに当たり、封入物件と前条第1項第3号で規定する明細票の記載内容が相違する場合、当行では処理できない場合があります。

また、当行はご依頼のお預り取引について、次の各号の方法により処理します。この方法で処理したことにより生じた損害については、当行では責任は負いません。

- ①封入物件に形式不備または記載相違等の不備があった場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容に基づき処理します。
- ②入金票に記載された金額が当行で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は、当行で確認した金額によるものとします。
- ③振込または払込みに必要な資金の総額と、振込資金または払込資金等に充当するための現金、証券類または預金払戻請求書に記載の金額とが相違している場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容に基づき処理します。
- ④入金、出金、振込または払込みの処理時点で、入金、出金、振込または払込みに必要な資金の総額が、当該資金引落口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越える場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容に基づき処理します。

4. (専用袋等の返却)

専用袋ならびに預金通帳、領収書等は、当行の手續終了後、「お預り証」と引き替えに、ご指定日以降に返却しますので、遅滞なく処理結果を確認してください。

5. (損害の負担等)

本サービスの利用に当たり、火災・事変その他不可抗力による損害、その他当行の責によらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、本サービスを第1条に規定する取引以外の取引に利用し、その結果、損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. (解約等)

本サービスは、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、解約に際しては、当行が貸与した専用袋を直ちに当行へ返却して下さい。

7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)